

技術委員会規定

平成 22 年 2 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 技術委員会（以下、委員会という。）は、コンクリートに係る各種技術情報の収集、分析、ならびに普及を効果的に推進することを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 技術部門担当副会長
- (2) 学術部門担当副会長
- (3) 技術委員会担当理事
- (4) 所管委員会の委員長
- (5) 委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会には委員長、副委員長各 1 名をおく。

2. 委員長は、技術部門担当副会長があたる。
3. 副委員長は、学術部門担当副会長があたる。

(業務)

第 4 条 委員会は次の各号の業務を行なう。

- (1) 技術情報の収集・分析・普及のための企画に関する事項
- (2) 所管委員会の新設、延長及び廃止に関する事項
- (3) 所管委員会の事業計画及び予算に関する事項
- (4) 所管委員会の事業進捗状況のフォロー
- (5) 所管委員会からの上申課題に関する事項
- (6) その他委員会の目的達成に必要な事項

(所管委員会設置の提案)

第 5 条 委員会に、新たに所管委員会を設置する提案をする場合は、次の事項を記載した提案書を会長に提出する。

- (1) 名称
- (2) 目的及び方法
- (3) 期待される成果
- (4) 設置期間

(5) 予算

(6) 委員長及び幹事候補

(設置提案の審査)

第6条 委員会は、前条の内容について審議を行い、その可否を決定する。なお、可否の採決は出席者の過半数とする。

2. 新たな所管委員会の設置は、委員会の決定に基づき、委員長が理事会に付議し、理事会で決議する。

(所管委員会の設置期間等)

第7条 所管委員会の設置期間は2年以内とする。ただし、延長は妨げない。

2. 延長を必要とする場合には、①延長理由 ②延長による期待成果 ③予算を記載した延長申請書を提出する。

3. 延長期間は2年以内とし、更に延長を要する場合も前項の延長申請書を提出する。

4. 延長は委員会の決定に基づき、委員長が理事会に付議し、理事会で決議する。

5. 所管委員会の委員長の任期は、原則として2期4年とする。

(予算措置)

第8条 所管委員会の予算は、原則として年間150万円以内とする。なお、収益がある場合にはそれを考慮する。

(所管委員会の進捗状況報告)

第9条 所管委員会は、年に1回、進捗状況を委員会に報告しなければならない。

(運営)

第10条 委員会は、委員長が招集して運営に当たる。

1. 委員会は定例として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

2. 第2条(4)の所管委員会の委員長は、代理者の出席を認める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

付則

1. この規定は、平成22年2月2日から実施する。

2. 前記1に拘わらず、第5条から第8条に定める所管委員会に関する規定は、平成22年度に発足する所管委員会から適用する。